○那覇市請負工事検査要領

平成 11 年 2 月 10 日 (企画部長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、那覇市請負工事検査規程(1971年那覇市訓令第1号。以下「検査規程」という。)の適正かつ効率的な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(検査員)

- 第2条 技術総務課技術管理室長は、各部局の工事を主管する課(以下「工事主管課」という。)の長からの工事検査依頼を受けて、当該工事ごとに検査員を指名するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、検査規程第2条第3項第1号又は第2号の規定に 該当する場合は工事主管課において、同項第3号の規定に該当する場合は技 術総務課技術管理室長と工事主管課の長(以下「工事主管課長」という。)が 協議の上、検査員を指名し、検査しなければならない。
- 3 前二項の規定にかかわらず、検査規程第2条第3項第3号に該当する場合は 技術総務課技術管理室において同室以外の者から検査員を指名し、検査する ことができる。
- 4 技術総務課技術管理室長は前項の規定により検査員を指名する場合は、その者が所属する課の長と協議するものとする。
- 5 第2の規定により検査した工事については、工事検査復命書及び工事検査報告書の写し並びに請負工事検査台帳を技術総務課技術管理室長宛送付しなければならない。

(検査員の心得)

- 第3条 検査員の心得は、次に揚げるとおりとする。
 - (1) 検査は厳正公平を旨とし、誠実にその職務を行うこと。
 - (2) 工事の最終確認者であることの自覚に徹し、常に技術の研鑽に励むとともに、検査の適正な判断力を養い、いやしくも綱紀を乱すようなことがあってはならない。

(検査の方法)

- 第4条 検査の方法は、次に揚げるとおりとする。
 - (1) 検査は主に工程管理、品質管理、出来形、写真管理、安全管理等について、実地、資料にもとづいて行うものとする。
 - (2) 主要構造部分並びに主要付帯設備の形状寸法及び数量を確認すること。
 - (3) 各部の施工方法及び材料を確認すること。
 - (4) 特に指定する機器類については、商標または銘板等により確認すること。
 - (5) 主要材料については検査を原則とするが、試験成績表及び資料等により 確認することができる。
 - (6) この検査方法に記載されていないものは、検査員の判断によるものとする。

(検査の実施)

- 第5条 検査規程第4条第4項の既済部分検査においては、工事の出来高部分並びに工事現場に搬入した工事材料、及び製造工場等にある工場製品(監督員の検査に合格したものに限る。)と監督員が作成した工事既済部分出来高調書との適合を確認し、工事一部完成検査調書または工事既済部分検査調書を作成しなければならない。
- 2 検査規程第4条第5項の中間検査は、次に掲げる場合に実施する。
 - (1) 設計図書で指定した部分の工事出来形の確認
 - (2) 部分使用、又はその他の事由により工事主管課長より検査依頼があった場合
 - (3) 水中又は地下に埋設する工事、その他、竣工後外面から明視することができない部分で、特に技術総務課技術管理室長が必要と認めた場合(工事検査の予定)
- 第6条 工事主管課長は、翌月の検査予定表を作成し、毎月20日までに技術総 務課技術管理室長に提出しなければならない。
- 2 技術総務課技術管理室長は、工事主管課長から検査予定表が提出されたとき は当該月以内に第2条第1項の規定により指名した検査員の氏名等を記入し、 工事主管課長に当該検査予定表を返送するものとする。

(工事検査の依頼)

- 第7条 工事主管課長は、原則として、検査予定日の7日前までに、工事検査 依頼書を技術総務課技術管理室長に提出しなければならない。
- 2 工事の完成検査を依頼する場合には、検査依頼書に工事成績採点表及び完成 届を添付するものとする。

(工事の改造及び手直し)

- 第8条 検査規程第15条の規定による報告は、当該工事の検査を所管する課の 長(検査規程第2条第3項第3号の規定により検査員を任命した場合は、工事 主管課長。以下「所管課長」という。)に完成検査手直通知書を送付する方 法により行う。
- 2 検査員は、大規模な改造を必要とするもの及び破壊検査を必要とするものに ついては、所管課長に報告し指示を仰がなければならない。

(検査事務の記録)

第9条 検査員は、工事検査を終了したときは、その結果について、工事検査 復命書を作成し、所管課長に報告するとともに、請負工事検査台帳にその工 事内容を記載する。

(工事検査結果の通知)

- 第 10 条 技術総務課技術管理室長は、検査終了後工事主管課長に対し、工事検査実施結果通知書に工事検査報告書を添えて通知しなければならない。
- 2 市長は、工事の検査が終了したときは、速やかに那覇市建設工事請負契約約 款第31条第2項の規定により、受注者に工事検査結果を通知しなければなら ない。

- 3 検査規程第2条第3項の規定により、検査員を指名した工事主管課において も、受注者に工事検査結果を通知しなければならない。 (様式)
- 第11条 この要領の規定による文書の様式は、別に定める。

付 則

- この要領は、平成 11 年 3 月 1 日より施行する。 付 則
- この要領は、平成 13 年 5 月 8 日より施行する。 付 則
- この要領は、平成 14 年 6 月 21 日より施行する。 付 則
- この要領は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。 付 則
- この要領は、平成 22 年 1 月 4 日より施行する。 付 則
- この要領は、平成 22 年 2 月 10 日より施行する。 付 則
- この要領は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。 付 則
- この要領は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。 付 則
- この要領は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。 付 則
- この要領は、令和2年4月1日より施行する。 付 則
- この要領は、令和2年8月3日より施行する。